



福岡医発第1522号

平成25年9月18日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

耐震対策促進事業説明会の開催について

さて、先般行われた「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正により、耐震診断が義務づけられる建築物に対する補助制度（耐震対策緊急促進事業）のうち、本年度の民間事業者等が国に直接補助申請を行う事業制度に係る説明会について、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室長より日本医師会を通じて連絡がありましたのでお知らせいたします。

改正耐震改修促進法では、病院及び診療所のうち、昭和56年5月末までに着工された階数3以上かつ5,000㎡以上の施設は「要緊急安全確認大規模建築物」に該当し、平成27年末までの耐震診断の実施義務があり、また行政により耐震診断結果の公表がなされることになっております。

本件は、以上の耐震診断の義務付け対象建築物に対する支援策となります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員に周知方ご高配いただきますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 参加申し込みについては、耐震対策緊急促進事業実施支援室のウェブサイト (<http://www.taishin-shien.jp/>) よりお願いいたします。
- 2) 福岡県では下記日程で開催されます。

記

△と き 平成25年9月25日（水）13:30～15:00

△ところ アクロス福岡イベントホール

（福岡県福岡市中央区天神1-1-1）

(地 I 119)

平成 2 5 年 9 月 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕



耐震対策緊急促進事業説明会の開催について

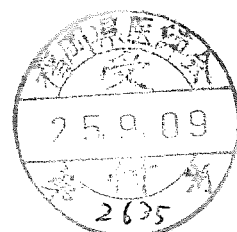
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般行われた「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正により、耐震診断が義務づけられる建築物に対する補助制度(耐震対策緊急促進事業)のうち、本年度の民間事業者等が国に直接補助申請を行う事業制度に係る説明会について、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室長より小職に対して開催案内がありました。

改正耐震改修促進法では、病院及び診療所のうち、昭和 5 6 年 5 月末までに着工された階数 3 以上かつ 5, 0 0 0 m²以上の施設は「要緊急安全確認大規模建築物」に該当し、平成 2 7 年末までの耐震診断の実施義務があり、また行政により耐震診断結果の公表がなされることになっております。

本件は、以上の耐震診断の義務付け対象建築物に対する支援策となります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

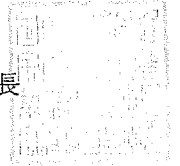




平成25年9月5日

公益社団法人日本医師会常任理事 三上裕司 殿

国土交通省住宅局市街地建築課
市街地住宅整備室長



耐震対策緊急促進事業説明会の開催について

建築行政の推進につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対する補助制度（耐震対策緊急促進事業）のうち、平成25年度において、耐震診断等について、民間事業者等が国に直接補助申請を行う事業制度に係る説明会を下記のとおり開催することとしました。

貴会におかれましては、当該情報を関係機関、関係者の皆様に周知をいただきますようお願いいたします。

なお、参加申し込みについては、耐震対策緊急促進事業実施支援室のウェブサイト（<http://www.taishin-shien.jp/>）でご案内しておりますので、ご確認ください。

記

1. 平成25年9月19日(木) 10:00～11:30 13:30～15:00
スクワール麹町 錦華（東京都千代田区麹町6丁目6番地）
2. 平成25年9月24日(火) 13:30～15:00
広島国際会議場 大会議室ダリア（広島県広島市中区中島町1-5（平和記念公園内））
3. 平成25年9月25日(水) 13:30～15:00
アクロス福岡 イベントホール（福岡県福岡市中央区天神1-1-1）
4. 平成25年9月26日(木) 13:30～15:00
北海道立道民活動センター［かでる2.7］大会議室（札幌市中央区北2条西7丁目）
5. 平成25年9月26日(木) 13:30～15:00
名古屋国際会議場 レセプションホール（愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-1）
6. 平成25年9月27日(金) 13:30～15:00
高松商工会議所 大ホール（香川県高松市番町2-2-2）
7. 平成25年9月30日(月) 13:30～15:00
仙台国際センター 大会議室 橘（宮城県仙台市青葉区青葉山無番地）
8. 平成25年9月30日(月) 13:30～15:00
大阪国際会議場［グランキューブ大阪］（大阪府大阪市北区中之島5-3-51）
9. 平成25年10月1日(火) 13:30～15:00
朱鷺メッセ 国際会議室（新潟県新潟市中央区万代島6-1）

耐震対策緊急促進事業

耐震対策緊急促進事業について

災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進するため、平成25年度通常国会において「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、一定の建築物等に対し、耐震診断が義務付けられることになりました。

本事業は、建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断の義務付け対象となる昭和56年5月末までに着工された以下の①から③の建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）等について、国が民間事業者等に対し、耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用の一部を補助するものです。

- ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ③火薬類等の危険物の貯蔵場・処理場

当該建築物に対する耐震診断・補強設計・耐震改修の補助制度が未整備な市区町村の区域内に所在するもの等について、国が直接的に耐震化に係る取り組みを支援することとしています。

地方公共団体に補助制度がある場合は、地方公共団体の補助制度と併せて活用いただくことで、耐震診断等の補助率が高くなるよう措置されています。このため、対象となる建築物が所在する地方公共団体（市区町村及び都道府県）に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせの上、十分に情報収集してからご対応ください。（この場合、耐震対策緊急促進事業の窓口は、当該地方公共団体となります。）

平成25年度 耐震対策緊急促進事業 の 事業説明会が行われます。
詳しくは、[こちらをご覧ください。](#)

耐震対策緊急促進事業実施支援室からのお知らせ

平成25年 8月 29日 耐震対策緊急促進事業の事業説明会が行われます。
[詳しくは、こちらをご覧ください。](#)

平成25年 8月 24日 改正耐震改修促進法に関する告示室のパブリックコメントが開始されました。
平成25年 8月 19日 ホームページを開設しました。

水色の項目は詳細があります。詳しくは、項目をクリックしてください。

窓口と補助対象

本事業による補助は、建築物の区分、及び、地方公共団体による補助制度の有無によって、申請の窓口や補助金の支給方法が異なりますので、ご注意ください。

下表の区分に従って、本ホームページをご覧ください、あるいは、窓口にお問い合わせください。

		建築物の所在地の地方公共団体（都道府県又は市区町村）による当該建築物への補助制度の整備状況	
		整備されていない場合	整備されている場合
補助金の申請窓口・方法 →		国（耐震対策緊急促進事業実施支援室）が窓口となり、直接的に補助を実施します	当該地方公共団体が窓口となり、国の補助と地方公共団体の補助を併せて実施します
建築物の区分	対象行為	耐震診断	当該地方公共団体にお問い合わせください。
		補強設計	

耐震基準について既存の規格であり、改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられる大規模建築物。 *2 詳細はQ&Aをご覧ください		補強設計マニュアル をご覧ください	
	耐震改修	耐震改修マニュアル をご覧ください	
格であり、改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられる以下の建築物。 ①地方公共団体が耐震改修促進計画において指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ②都道府県が耐震改修促進計画において指定する建築物	耐震診断		
	補強設計		
	耐震改修	(国からの直接補助はありません)	当該地方公共団体にお問い合わせください。

※耐震改修促進法に関する国土交通省ホームページ、パブリックコメントホームページ、避難所等の防災拠点建築物をご覧ください。

建築物、パブリックコメント等により、今後、マニュアル等の内容について変更する場合がありますので、ご注意ください。

補助制度の申請受付の開始時期

耐震改修促進法の政省令等が公布された時点を目途に、耐震対策緊急促進事業実施支援室において、本事業の申請受付を開始します。

政省令等の公布は現時点では未定ですが、おって国土交通省ホームページ等でお知らせ致します。

診断義務付け対象建築物の特定

本事業の対象は、耐震改修促進法によって耐震診断の義務付け対象とされた一定の建築物に限られます。

義務付け対象の建築物の要件は法律及び政省令等で規定されますが、個々の建築物が義務付け対象であるかどうかについて疑問がある場合には、所管行政庁(耐震改修促進法の制度執行を行う都道府県・市区町村)にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

書類の提出先は下記のとおりとなります。

○FAX・メールでのお問い合わせの際は氏名・法人名・連絡先等を明記の上、下記の連絡先までお送りください。

耐震対策緊急促進事業実施支援室
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル9階
TEL 03-6214-5838 / FAX 03-6214-5798
E-Mail: info@taishin-shien.jp
受付: 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30～17:00

※ 耐震対策緊急促進事業実施支援室は、本事業を活用して耐震診断等を行う所有者等に対し補助金の交付事務等を行う者であり、国土交通省から公募により選定されています。

COPYRIGHT 2013 耐震対策緊急促進事業実施支援室 ALL RIGHTS RESERVED.

耐震対策緊急促進事業

平成25年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会の趣旨

耐震対策緊急促進事業には、①地方公共団体に補助制度が整備されておらず、国が単独で直接的に補助をする場合と、②地方公共団体に補助制度が整備されており、地方公共団体と国が併せて補助する場合があります。

この説明会は、平成25年度において、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断等について、地方公共団体に補助制度が整備されていない場合等に、民間事業者等が国に直接補助申請を行う事業制度(①の場合)についての説明会です。

なお、地方公共団体に補助制度がある場合は、地方公共団体の補助制度と併せて活用いただくことで、耐震診断等の補助率が高くなるよう措置されています(②の場合)。このため、対象となる建築物が所在する地方公共団体(市区町村及び都道府県)に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせください。この場合、耐震対策緊急促進事業の窓口は、当該地方公共団体となります。

今回の説明会は、上記①の場合について紹介するものですので、この点をご理解の上、ご参加くださいますようお願いいたします。

平成25年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会について

全国9箇所にて、事業に関する説明会を下記の日時・会場にて実施します。

会場名	開催日時	場所(アクセスマップ)
東京会場	平成25年9月19日(木) 10:00～11:30 13:30～15:00	スクワール麹町 錦華 東京都千代田区麹町6丁目6番地 http://www.square.or.jp/access/
広島会場	平成25年9月24日(火) 13:30～15:00	広島国際会議場 大会議室タリア 広島県広島市中区中島町1-5(平和記念公園内) http://www.pcf.city.hiroshima.jp/icch/access.html
福岡会場	平成25年9月25日(水) 13:30～15:00	アクロス福岡 イベントホール 福岡県福岡市中央区天神1-1-1 http://www.acros.or.jp/access/
札幌会場	平成25年9月26日(木) 13:30～15:00	北海道立道民活動センター [かでの2.7] 大会議室 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル http://homepage.kaderu27.or.jp/intoro/access/index.html
名古屋会場	平成25年9月26日(木) 13:30～15:00	名古屋国際会議場 レセプションホール 愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-1 http://www.nagoya-congress-center.jp/access/index.html
高松会場	平成25年9月27日(金) 13:30～15:00	高松商工会議所 大ホール 香川県高松市番町2-2-2 http://www.takacci.or.jp/about/access.html
仙台会場	平成25年9月30日(月) 13:30～15:00	仙台国際センター 大会議室 橘 宮城県仙台市青葉区青葉山無番地 http://www.sira.or.jp/icenter/access/transportation.html
大阪会場	平成25年9月30日(月) 13:30～15:00	大阪国際会議場(グランキューブ大阪) イベントホール 大阪府大阪市北区中之島5-3-51 http://www.gco.co.jp/ja/rivo/access.html
新潟会場	平成25年10月1日(火) 13:30～15:00	朱鷺メッセ 国際会議室 新潟県新潟市中央区万代島6-1 http://www.tokimesse.com/visitor/access/index.html

平成25年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会の申込方法について

参加希望の方は開催日の4日前までに、下記のいずれかの方法にてお申し込みください。

(方法1) 開催会場をご確認の上、「事業説明会 参加申込書」をプリントアウトして必要事項を記入いただき、FAXをお送りください。事務局連絡先(説明会FAX受付窓口:03-3988-6421)

(方法2) メールアドレスをクリックしていただくと、お使い頂いているパソコンのメールソフトが立ち上がりますので必要事項を入力していただき、「送信」してください。

setsumeikai.uketsuke@mx1.ksknet.co.jp

トップページ
窓口と補助対象
申請受付の開始時期
対象建築物
お知らせ
交付申請マニュアル様式等
I.耐震診断
II.補強設計
III.耐震改修
Q & A
平成25年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会について
住宅・建築物の耐震化について (国土交通省のサイトへ)
地方公共団体の補助制度一覧 (日本建築防災協会のサイトへ)
耐震判定委員会の一覧 (既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会のサイトへ)
リンク・著作権・免責事項

※「メール用申込様式」の表示の崩れにより正常にご利用いただけない場合があります。
その際はFAXでのお申込みいただくか、ご自身が使用されているメールソフトにて上記メールアドレスまで
説明会希望会場、事業所名、電話番号、FAX番号及び参加者名をご記入の上ご送信お願い致します。

- ・お申し込みは先着順となっております。各会場には定員数がありますので、お早めにお申し込みください。
定員に達した場合、お申し込みをお断りすることがあります。ご了承ください。
- ・受講票はございませんので、そのまま各会場へお越しください。
- ・説明会へのお申し込み、説明会場等についてのお問い合わせは、下記のお問い合わせ先へお願いいたします。

■ 平成25年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会 参加申込書

以下よりダウンロードしてお使いください。

平成25年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会
参加申込書

WORD

PDF

受講希望申請 送付先：平成25年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会事務局
(日建学院講習事業部)
E-Mail: setsumeikai_uketsuke@mx1.ksknet.co.jp / FAX:03-3988-6421

■ 【平成25年度 事業説明会 問い合わせ先】

○平成25年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会事務局(日建学院講習事業部)
TEL:03-3988-1175 / FAX:03-3988-6421

[▲このページの先頭へ戻る](#)

COPYRIGHT 2013 耐震対策緊急促進事業実施支援室 ALL RIGHTS RESERVED